

森林づくり推進支援金事業実施要領

(平成 20 年 3 月 26 日付け 19 森政第 476 号林務部長通知)
(一部改正 平成 21 年 3 月 30 日付け 20 森政第 467 号林務部長通知)
(一部改正 平成 22 年 9 月 22 日付け 22 森政第 208 号林務部長通知)
(一部改正 平成 25 年 3 月 28 日付け 24 森政第 413 号林務部長通知)
(一部改正 平成 27 年 11 月 16 日付け 27 森政第 308 号林務部長通知)
(一部改正 平成 28 年 5 月 13 日付け 28 森政第 76 号林務部長通知)
(一部改正 平成 29 年 3 月 28 日付け 28 森政第 442 号林務部長通知)
(一部改正 平成 30 年 5 月 14 日付け 30 森政第 99 号林務部長通知)
(一部改正 令和元年 7 月 16 日付け 元森政第 181 号林務部長通知)
(一部改正 令和3年3月 26 日付け 2森政第 515 号林務部長通知)

(趣旨)

第1 この要領は、森林づくり推進支援金（以下「支援金」という。）の事業の円滑かつ適正な執行を図るため、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）及び森林づくり推進支援金交付要綱（平成 20 年 3 月 26 日付け 19 森政第 475 号林務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 要綱第 2 に規定する支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の例示は別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付額)

第3 要綱第 4 に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 建物、道路等の構造物を建設又は改修する事業及びこれらの事業に付帯する事業
- (2) 1 件 10 万円以上の備品の取得
- (3) (1) 及び(2) の事業に対して、市町村が補助する事業

(支援金の配分)

第4 支援金は、各年度における市町村ごとの申請上限額を別に定める基準により設定し、配分を行うものとする

2 地域振興局長は、前項により配分された支援金の額を市町村長に内示するものとする。

(事業計画書の作成)

第5 要綱第 5 第 2 項に規定する森林づくり推進支援金事業計画書は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 市町村長は、第 4 の内示があったときは、地域の課題及び地域住民等の意見を踏まえ、森林づくり推進支援金事業計画書を作成するものとする。

(交付申請等)

第6 要綱第5第1項に規定する森林づくり推進支援金交付申請書は、別記様式第2号によるものとする。

2 地域振興局長は、前項の交付申請書の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められる場合は、別記様式第3号により交付決定を行うものとする。

3 市町村長は、前項による交付決定があったときは、速やかに交付の対象となる事業を公表するものとする。

(事前着手)

第7 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合、その他地域振興局長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書きに該当する場合には、別記様式第4号により森林づくり推進支援金事業事前着手届を地域振興局長に提出するものとする。

(変更承認申請書等)

第8 要綱第7に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 森林づくり推進支援金事業変更承認申請書 別記様式第5-1号

(2) 森林づくり推進支援金事業中止(廃止)承認申請書 別記様式第6号

(3) 森林づくり推進支援金事業期間延長承認申請書 別記様式第7号

2 要綱第8に規定する森林づくり推進支援金交付申請取下書は、別記様式第8号によるものとする。

3 要綱第6第1号に規定する以外の変更を行った場合は、速やかに森林づくり推進支援金事業変更報告書(別記様式5-2号)を地域振興局長に提出するものとする。

4 第1項第1号に係る変更により支援金の額に変更が生じた場合は、別記様式第9号により支援金の変更交付決定を行うものとする。

(実績報告等)

第9 要綱第9に規定する森林づくり推進支援金事業実績報告書は、別記様式第10号によるものとする。なお、事業の完了日は、工作物(目的物)を引き取った日又は交付対象経費の支出義務が確定した日とする。ただし、間接補助事業については、市町村が間接補助事業者に補助金を交付した日とする。

2 地域振興局長は、前項の書類の提出があったときは、調査員を指定するものとする。

3 調査員は、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(1) 予算書及び決算書

(2) 負担金及び分担金又は賦課金等の書類

(3) 会計簿及び補助簿

(4) 契約関係書類

(5) 支援金事業手続書類

(6) その他必要と認められる書類

4 調査員は、前項の調査を行ったときは、別記様式第11号により調書を作成し、地域振興

局長に報告する。

- 5 地域振興局長は、第3項の調査結果が適当と認められたときは、別記様式第12号により支援金の額の確定を行う。

(交付請求等)

- 第10 要綱第10に規定する森林づくり推進支援金交付(概算払)請求書は、別記様式第13号によるものとする。
- 2 支援金の概算払いの請求は、原則として、事業の出来高に対応する支援金相当額の10分の9以内の額とする。
- 3 要綱第11に規定する森林づくり推進支援金事業財産処分承認申請書は、別記様式第14号によるものとする。

(事業内容の検証、評価及び公表等)

- 第11 要綱第12に規定する森林づくり推進支援金事業総括書(以下「総括書」という。)は、別記様式第15号によるものとする。
- 2 総括書の提出は、要綱第9に規定する森林づくり推進支援金事業実績報告書の提出と同時に行うものとする。
- 3 地域振興局長は、総括書を別に定める「みんなで支える森林づくり地域会議」に報告し、意見を聴いた上で、その結果を市町村に報告するものとする。
- 4 市町村長は、前項の報告を踏まえ、事業の検証及び評価の結果を公表するものとする。

(その他)

- 第12 地域振興局長は、森林づくり推進支援金の交付決定及び額の確定を行ったときは、別記様式第16号により速やかに森林づくり推進支援金事業実施報告書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により報告のあった内容について、別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」へ報告するものとする。
- 3 その他事業の実施上必要な事項については、知事及び地域振興局長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和3年度の支援金から適用する。

別表（事業項目及び交付対象事業の例示）

事業項目	交付対象事業の例示
<p>1 「みんなの暮らしを守る森林づくり」に関する事業</p>	<p>(1) 松林健全化推進事業の補助対象外の松くい虫被害防除等病虫害防除の取組</p>
<p>2 「木を活かした力強い産業づくり」に関する事業</p>	<p>(1) 展示効果の高い市町村施設、学校等における内装木質化、木製机・椅子、ペレットストーブ等の導入</p> <p>(2) 市町村が管理する公園等における木製遊具、木製ベンチ・テーブル等の導入（県産材を使用したものに限るものとし、解説パネル等による普及啓発と併せて実施するもの）</p> <p>(3) 学校教育の教材等として使用する材料としての県産間伐材の提供</p> <p>(4) その他県産間伐材や木質バイオマスの利活用を促進する取組</p>
<p>3 「森林を支える豊かな地域づくり」に関する事業</p>	<p>(1) 長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）の規定に基づく森林整備保全重点地域での地域森林委員会の組織化や活動の支援</p> <p>(2) 学校・地域住民等の森林環境教育の実施にかかる取組（市町村を超える広域的な参加を求めるもの、森林税を活用した森林整備等を題材にしたもの）</p> <p>(3) NPOや地域住民等との協働による森林づくり活動の支援（市町村を超える広域的な参加を求めるもの、森林の里親促進事業に関連するもの）</p> <p>(4) 自由に利活用できる森林エリアの設定などの地域住民等が森林に触れ合う機会の提供や、そのサービス等を提供するために必要な施設の整備（市町村を超える広域的な利用が見込めるもの）</p> <p>(5) 野生鳥獣の被害防止にかかる緩衝帯整備、樹木の保護の取組（森林整備に直接関係しない野生鳥獣被害対策は交付対象事業としない）</p>